



4月にオープンした甌島ミュージアムでは、「地浦層群」と呼ばれる白亜紀後期の地層から見つかった化石や、県内初の恐竜化石などを展示しています。今回は最新の化石情報について紹介します。



▲方形骨の位置のイメージ (画像提供: Mike\_Everhart氏)

©山本匠

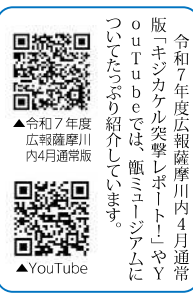
新たな化石発見に期待膨らむ

7月23日に、下甌島でモササウルスの顎関節の一部(方形骨)の化石が発見されたことを発表しました。モササウルス類は恐竜ではありませんが、海に生息した爬虫類で、全長は10mを超えるものもあり、恐竜とともに白亜紀に繁栄した海の王者として知られています。今回見つかった化石は、モササウル

ルス類の中では小型の「セルマサウルス」のものとみられています。セルマサウルスの化石は、これまで北米内陸部から3例しか見つかっておらず、世界的にも大変希少です。セルマサウルスと特定できれば、「アジア初」世界で4例目の発見で、地層の年代から、これまでの中で最も新しい発見になります。

アメリカの大学と共同研究

今回の標本は、甌島ミュージアムが実施した調査で発見されたもので、甌島ミュージアムとモササウルス類研究の第一人者でシンシナティ大学の小西卓哉准教授と共同で研究が行われました。小西准教授は、「非常に希少と思われる化石が甌島で見つかったことは研究者としても驚き、進化の歴史がより分かっていくような発見である」と述べ、今後の研究成果の発表に期待が膨らみます。



令和7年度広報薩摩川内4月通常版「キジカケル突撃レポート」やYouTubeでは、甌島ミュージアムについてたっぷり紹介しています。

問合せ先  
甌島ミュージアム  
09969(4)2212

ストッパ虐待！ストッパDV！

11月は、児童虐待防止推進月間、11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。

県内の4児童相談所と市町村による令和6年度の児童虐待の認定件数は3070件(対前年度比+41件)と13年連続で増加しています。

また、内閣府が令和5年度に行った調査によると、結婚したことがある女性の約4人に1人は、配偶者からの暴力を受けたことがあると回答しています。

児童虐待や女性の相談窓口を設けています。一人で悩まず、相談ください。知っていますか？ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、大人と同じように責任を担って家族のお世話や介護、家事などを日常的に行っている18歳未満の子どもたちのことについて、学業への影響や心身の負担、社会的な孤立を引き起こす場合がありますので、LINEや電話でご相談ください。

お気軽にご相談ください  
ヤングケアラー相談電話  
0120(080)794

▲LINEでヤングケアラー相談ができます

	窓口	電話番号
児童虐待相談窓口	児童相談所全国共通3桁ダイヤル	☎189(いちばやく)※24時間365日対応
	市児童虐待相談電話	☎(20)6343
養育相談窓口(こども窓口)	本庁社会福祉課相談G	内線2731～2735
	北薩児童家庭支援センター	☎(24)0081
	北部児童相談所	☎(21)3150
相談窓口(女性)	児童相談所相談専用ダイヤル	☎0120(189)783※24時間365日対応
	県女性相談センター	☎099(222)1467
	本庁社会福祉課相談G	内線2731～2735

11月4日～28日に、本庁2階総合案内横でオレンジリボン・ストッパ・パープルリボンリーを設置します。



問合せ先／本庁社会福祉課  
相談G(内線2731)／  
2735)

心ゆたかな暮らしの実現のために

薩摩川内市DEE宣言

本市では、令和7年8月26日に「薩摩川内市DEE宣言」を行いました。これは、多様性を尊重し、公平性が確保され、包摂性のある、誰もが本市に住み続けられるような社会づくりに向けて第3次総合計画前期基本計画やスマイルアクション50に関連した施策に取り組むことを宣言しています。

DEEってどんなことをすればいい？

- 1 社会にはさまざまな背景や価値観を持つ人などが暮らしていることを知りましょう。
- 2 地域や職場など、あらゆるところで誰もが安心して話せる、参加しやすい場を作りましょう。
- 3 「普通はこうだ」と先入観や固定観念に陥っていないか考えてみましょう。
- 4 困っている人を見掛けたら声を掛けてみるなど、小さな行動から始めてみましょう。

互いに尊重し合うことが大切です

職場や地域活動の場などで、対立や葛藤が生まれることがあります。そのときは、目的を明確にし、多様な意見の裏側にある価値観や考え方を伝え合い、互いに力を合わせ、**新たな第3の道**を見つけることが大切です。

問合せ先／本庁コミュニティ課  
生涯学習・ひとみらい政策G  
(内線4742)

誰もが安心して暮らせる社会へ

10/1スタート

パートナーシップ宣誓制度を導入

本市では、上記の「薩摩川内市DEE宣言」に基づき、市民一人一人の人權が尊重され、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、**パートナーシップ宣誓制度**を令和7年10月1日に導入しました。

制度の概要

一方または双方が性的マイノリティである2人が、お互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを市に宣誓し、市が受領証および受領カードを交付するものです。

※婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)はありませんが、宣誓をされた2人は、受領証などを用いて市営住宅の入居申し込みが可能となります。

この制度の開始により、当事者の不安や困り事が少しでも解消され、市民の皆さんが性の多様性について考え、理解を深めるきっかけになることが期待されます。

宣誓することができの方

- 1 双方が満18歳以上
- 2 双方が薩摩川内市民または転入予定
- 3 双方に配偶者がいない
- 4 宣誓する相手以外と既にパートナーシップの関係にない
- 5 宣誓者同士が近親者でない



※手続きの詳細などについては市ホームページをご確認ください。



▲パートナーシップ宣誓制度

問合せ先／本庁市民課企画総務G  
(内線2503)